

入 学 料 ・ 授 業 料 免 除 申 告

番号	本学独自の 免除制度	対象者	現在の状況	
①	×	修学支援新制度 認定済み	給付奨学金： 決定者	支援区分：第Ⅰ区分 支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分 支援区分：第Ⅳ区分
②				支援区分：第Ⅱ区分 支援区分：第Ⅲ区分 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」
③		修学支援新制度在学 採用申請予定者	給付奨学金：大学入 学後（４月以降） 申請する者	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) を希望しない者」
④				「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」
⑤	○	修学支援新制度の対象外 (進学要件) 者（多浪生 枠）	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」＋授業料免除	
	×	修学支援新制度の対象外 (進学要件以外) 者 経済的理由	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」	
⑥	○	修学支援新制度在学 採用申請予定者 ＋ 災害枠	給付奨学金：大学入 学後（４月以降） 申請する者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水
		修学支援新制度在学 採用申請予定者 ＋ コロナ枠		「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」＋授業料免除 コロナ感染症による家計急変（授業料免除のみ）
⑦	○	修学支援新制度認定済み ＋ 災害枠	給付奨学金： 決定者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水
		修学支援新制度認定済み ＋ コロナ枠		第Ⅱ区分 第Ⅲ区分 「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」＋授業 料免除 コロナ感染症による家計急変（授業料 免除のみ）
⑧	○	修学支援新制度の対象外者 ＋ 災害枠	災害発生後１年以内において、学資負担者が災害救助法適用地域に 居住し、被災した場合 ※公的機関による罹災証明（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸 水）が必要	
		修学支援新制度の対象外者 ＋ コロナ枠	「入学料徴収猶予 (入学料の納付延期) 希望者」＋授業料免除 コロナ感染症による家計急変（授業料免除のみ）	
⑨	○	学資負担者の死亡等 (災害発生後１年以内に限 る)	災害発生後１年以内において、災害救助法が適用された自然災害で 学資負担者が死亡（含行方不明）した場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（４月以降） 申請予定者は、申請のしおを確認して該当する書類を提出してく ださい。	
⑩	○	学資負担者の死亡等 (入学前１年以内に限る)	入学前１年以内において、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは 学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（４月以降） 申請予定者は、申請のしおを確認して該当する書類を提出してく ださい。	
⑪	○	私費外国人留学生		

※１）表中の本学独自の免除制度「×印」対象者は本学独自制度の免除制度には申請できません。

※２）入学料徴収猶予（入学料の納付延期）は入学料を免除するものではありませんので、入学料を納付しなければなりません。